

塩竈市杉村惇美術館メンバーシップ 会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、塩竈市杉村惇美術館メンバーシップ（以下「本会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 本会の事務局（以下「事務局」という。）は、塩竈市杉村惇美術館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、塩竈市杉村惇美術館（以下「美術館」という。）において、会員相互の交流と、芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員とは、第3条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、次項に定める手続きを経て入会した者とする。

2 本会へ入会するには、所定の申し込み用紙に必要な事項を記入のうえ、事務局に提出し、次条に規定する年会費を現金で支払う。

3 会員の有効期間は、入会手続きを行い、年会費を納めた日から一年とする。

4 本会の会員の区分は、一般会員、市民会員、高校生会員とする。

5 会員は個人で入会する。ただし、15歳以上の者でなければ、会員になることはできない。（中学生は含まれない）

(年会費等)

第5条 本会の年会費は、次表のとおりとする。なお、納入された年会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

<年会費>

一般会員 2,000円/年

市民会員 1,500円/年

高校生会員 1,000円/年

2 入会手続き時に、市民会員は住所を確認できるもの、高校生会員は学生証を提示するものとする。

(更新、退会、会員区分の変更)

第6条 会員期間は更新手続きをもって更新とする。有効期間の満了日までに手続きを行わなかった場合は、退会したものとみなす。

2 会員区分の変更を希望する場合は、会員本人が第4条第3項に規定する有効期間の満了日までに事務局に申し出る。

(特典)

第7条 本会の会員の特典は、以下のとおりとする。

- (1) 常設展・特別展の観覧料無料
- (2) 美術館ニュースレターの送付（年4回程度）
- (3) 美術館が主催する有料イベントの参加費割引（イベント毎に設定）
- (4) 会員対象イベントへのご招待（内覧会やレセプション等）
- (5) その他事務局が定めるもの

(届出事項)

第8条 会員は、住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合は、直ちに事務局に報告し、変更手続きを行わなければならない。

2 前項の規定による報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、美術館は、一切の責任を負わない。

(会員証)

第9条 美術館は会員に対し、会員証を発行し、会員番号を付与する。なお、その管理は会員自身が責任を持って行うものとし、管理を怠った場合に発生した損害について、美術館は一切責任を負わない。

2 会員証は、理由のいかんを問わず、他人に譲渡又は貸与してはならない。

3 会員証を紛失した場合、所定の手続きによりこれを再発行する。この場合、会員は、再発行手数料500円を負担するものとする。

(会員資格の停止及び取り消し)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、美術館は一切責任を負わない。

(1) 本会及び美術館の運営を妨害する行為があった場合

(2) 入会申込内容に虚偽があった場合

(3) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合

(4) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合

(5) 第5条に規定する年会費の支払いを怠った場合

(6) この規約に違反する行為があった場合

(7) その他会員として不適当であると事務局が認める場合

(個人情報の取り扱い)

第11条 会員の個人情報は「塩竈市個人情報保護条例」に従って取り扱うものとする。

(サービス内容の変更)

第12条 本会のサービス内容を変更する場合には、会員に通知するものとする。

(サービスの中断及び運営の停止)

第13条 次の各号の一に該当する場合、会員への予告なしに、サービスを中断し、又は本会の運営を停止することができる。

(1) 美術館又は本会が、その運営を維持するために、緊急の作業を行う場合

(2) 美術館が天災、人災等による被害を被った場合

(3) その他非常事態が起こった場合

(経理)

第14条 本会の経理は、美術館の指定管理者（仙台湾燻蒸株式会社）が行う。

(会則の改正)

第15条 この規約は会員に予告なく変更になる場合がある。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、美術館が別に定める。

(附則)

1 この規約は、平成27年2月1日から施行する。

2 この規約は、平成27年3月1日から施行する。（第4条4項、第5条1項および2項、第7条(3)、第10条6、第12条、第15条、第16条関係）

3 この規約は、平成28年2月1日から施行する。（第4条3項関係）

3 この規約は、令和2年4月1日から施行する。（第6条、第7条）